

鯖江クリーンセンターをご利用の皆様へ

4月から ごみの 受入基準が変わりました

- 1 受付時間が短くなりました。
- 2 搬入する車両の大きさが制限されます。
- 3 ホームページから搬入申請をダウンロードし、あらかじめ記入したものを持参できます。
- 4 受入れできるのは鯖江市または越前町にお住まいの方に限られますので、本人確認のため、身分証明書等の提示が必要となります。
- 5 友人または知人の搬入をお断りします。
- 6 受入れできる廃棄物の一部を変更しました。
- 7 現金決済に加えキャッシュレス決済が可能です。

〈受付時間の短縮〉

- ・午前8時30分から午後4時45分まで とします。

〈搬入車両の制限〉

- ・4トン車以内で全長6メートル以内 の車両とします。

〈提示する身分証明書等〉

- ・身分証明書等は顔写真付きのもの を提示してください

例：運転免許証、マイナンバーカード等



〈搬入対象者〉

- ・本人または同居の家族の方 に限ります。

※別居の家族、親戚の方は、廃棄物発生場所の郵便物や検針票など

持主のわかる書類をご持参ください。

〈受入廃棄物の変更〉

量等の制限	建築廃材	大量の搬入は受入れできません。 (軽トラック1回分までは受入れできます。)
	くず状のもの (葉、芝、草など)	中身のわかる袋に詰めて受入れできます。
	畳	1日 20 枚まで受入れできます。
	苗箱	1日 100 枚まで受入れできます。
受入れできないもの	臼	処理能力不足により受入れできません。
	木製パレット	処理能力不足により受入れできません。
	原付バイク	取扱店または専門業者にご相談ください。

その他詳細は、下記までお問合せください。

お問合せ電話番号 : 0778-51-2310 (鯖江クリーンセンター)

0778-25-0873 (さばえ E サービス)

ホームページアドレス : <http://www.sabae-koikieisei.jp>

「鯖江クリーンセンター」で検索

